

富士宮市犯罪被害者等支援条例

を制定しました

令和4年
4月1日
施行

条例に基づく支援

(支援には一定の条件があります)

経済的負担
への支援

住居支援

日常生活
の支援

相談・情報
提供

見舞金の支給



富士宮市犯罪被害者等相談窓口

富士宮市市民部 市民生活課 暮らしの相談係

一人で悩まず、
ご相談ください

TEL 0544-22-1132

FAX 0544-22-1435

相談無料

Eメール kurashi@city.fujinomiya.lg.jp

【受付時間】8時30分～17時15分(月～金 ※祝日・年末年始を除く)

主な支援内容

相談・情報の提供

様々な問題について相談に応じ、必要な情報を提供し、関係機関をご案内します。



経済的負担の軽減

犯罪行為を原因とする経済的負担の軽減を図るため、生活支援の助成等必要な支援を行います。

日常生活の支援

早期に平穏な日常生活を営むことができるよう、個々の事業に応じて、育児や介護等適切なサービスが提供されるよう支援を行います。

住居確保のための支援

犯罪被害によって、それまでの住居に住むことが困難となった場合、市営住宅の活用や新たな住居の情報提供など、必要な支援を行います。

見舞金の支給

市は犯罪被害者等が受けた被害による経済的又は精神的な負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、見舞金を支給します。



対象となる犯罪被害

日本国内、日本国外の日本船舶、日本航空機内において行われた、人の生命・身体を害する罪に当たる行為

給付の要件

犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時点で、富士宮市内に住所登録のある犯罪被害者及びご遺族

見舞金の種類と給付額等

種類	給付額	給付対象者	要件
遺族見舞金	30万円	亡くなった被害者の遺族	死亡
重傷病見舞金	10万円	重傷病を負った被害者本人	1月以上の負傷又は疾患

詳細は、表面に記載の相談窓口までお問い合わせください。